

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士 小野 雄作 ／ 弁護士 西田 武
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	平成28年1月15日
【提出日】	平成28年1月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社堀場製作所
証券コード	6856
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド (Impax Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 SW1Y 4JR ロンドン、セント・ジェームズ・スクエア31 ノーフォーク・ハウス (Norfolk House, 31 St James 's Square, London, SW1Y 4JR, United Kingdom)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成10年6月18日
代表者氏名	チャーリー・リッジ (Charlie Ridge)
代表者役職	最高財務責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士 西田 武
電話番号	03-6271-9900

(2)【保有目的】

インパックス・アセット・マネジメント・リミテッドが運用する顧客のポートフォリオによる投資
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			1,631,190
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,631,190
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 1,631,190		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年1月15日現在）	V 42,532,752
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	3.84
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	インパックス・アセット・マネジメント（A I F M）リミテッド (Impax Asset Management (AIFM) Limited)

住所又は本店所在地	英国 SW1Y 4JR ロンドン、セント・ジェームズ・スクエア31 ノーフォーク・ハウス (Norfolk House, 31 St James 's Square, London, SW1Y 4JR, United Kingdom)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成25年12月18日
代表者氏名	チャーリー・リッジ (Charlie Ridge)
代表者役職	最高財務責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ペーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士 西田 武
電話番号	03-6271-9900

(2) 【保有目的】

インパックス・アセット・マネジメント（AIFM）リミテッドが運用する顧客のポートフォリオによる投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			556,222
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	0	P	Q556,222
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T		556,222
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

②【株券等保有割合】			
発行済株式等総数（株・口） （平成28年1月15日現在）	V		42,532,752
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）			1.31
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）			

(４) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】			
該当なし			

第３【共同保有者に関する事項】
該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】
1【提出者及び共同保有者】

- (１) インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド(Impax Asset Management Limited)
- (２) インパックス・アセット・マネジメント（A I F M）リミテッド(Impax Asset Management (AIFM) Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】
(１)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,187,412
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,187,412
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		2,187,412
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年1月15日現在）	V	42,532,752
上記提出者の株券等保有割合（％） (T/ (U+V) ×100)		5.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
インパックス・アセット・マネジメント・ リミテッド (Impax Asset Management Limited)	1,631,190	3.84
インパックス・アセット・マネジメント （A I F M）リミテッド (Impax Asset Management (AIFM) Limited)	556,222	1.31
合計	2,187,412	5.14